

研究不正行為の告発に係る事案の調査結果について（報告）

## 1. 経緯・概要

### （1）発覚の時期及び契機

令和5年4月13日、本学が設置している不正告発窓口に対して、本学所属教員の二重投稿に関する疑いの通報があった。通報は事案の内容が明示され、不正とする科学的な合理性のある理由が示されていたため、「駒澤大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」（以下、「規程」という。）第8条に基づき、同年4月14日付にて告発を受理した。

また、「規程」第15条に基づき予備調査委員会を設置し予備調査を行い、同年4月19日付にて調査結果を学長へ報告し、その結果を踏まえ同年4月25日に本調査の開始を決定し、同年5月18日に調査委員会を設置、本調査を開始した。

## 2. 調査

### 2-1. 調査体制

#### 調査委員会

委員長	吉田 尚史	駒澤大学グローバル・メディア・スタディーズ学部教授	（内部委員）
委員	松信 ひろみ	駒澤大学文学部社会学科教授	（内部委員）
委員	土田 久美子	駒澤大学文学部社会学科准教授	（内部委員）
委員	島 直子	独立行政法人国立女性教育会館 研究国際室 研究員	（外部委員）
委員	長谷部 美佳	明治学院大学教養教育センター准教授	（外部委員）
委員	畠山 慎市	畠山・黒川法律事務所弁護士	（外部委員）

### 2-2. 調査内容

#### （1）調査期間

令和5年5月25日（木）～ 令和5年11月30日（木）

#### （2）調査対象

##### ①調査対象論文

##### （A）ジェンダー・パラドクスー「流動的低賃金労働力」論から支配のメカニズムへ」

著者名 福島 浩治  
掲載誌 『アジア・アフリカ研究』第58巻第3号（通巻429号） pp. 1-18  
掲載年月 2018年7月25日発行  
発行所 特定非営利活動法人 アジア・アフリカ研究所

##### （B）ポスト新国際分業期におけるフィリピン女性家事労働者

##### —— 市場と権力に揺れ動くジェンダー

著者名 福島 浩治  
掲載書誌 浅田進史・榎一江・竹田泉 編著  
『グローバル経済史にジェンダー視点を接続する』 pp. 227-250

出版社 日本経済評論社

発行年月 2020年9月4日

②調査対象者

福島 浩治 駒澤大学 経済学部 准教授

③調査対象経費

駒澤大学学内研究費（教員教育研究費、学会出張費、特別短期国外出張費）

・・・基盤的経費への補助として大学に配分されている私学助成金を一部含む

(3) 調査方法・手順

- ・ 告発内容の確認
- ・ 対象論文の掲載誌の巻号、刊行年月日、出版書籍の発行年月日、出版の経緯
- ・ 調査対象者及び関係者からの聞き取り（ヒアリング）調査
- ・ 調査対象者からの弁明
- ・ 研究費の用途に関する調査

3. 調査結果

(1) 認定した不正行為の種別

- 特定不正行為  
なし
- 特定不正行為以外の不正行為  
二重投稿

(2) 認定した論文等

①論文 ジェンダー・パラドクス—「流動的低賃金労働力」論から支配のメカニズムへ」

著者名 福島 浩治

掲載誌 『アジア・アフリカ研究』第58巻第3号(通巻429号) pp.1-18

掲載年月 2018年7月25日発行

発行所 特定非営利活動法人 アジア・アフリカ研究所

上記論文に関しては、②に記載された先行論文であることから、不正行為は無かったものと認定する。

②論文 ポスト新国際分業期におけるフィリピン女性家事労働者  
— 市場と権力に揺れ動くジェンダー —

著者名 福島 浩治

掲載書誌 浅田進史・榎一江・竹田泉 編著

『グローバル経済史にジェンダー視点を接続する』pp.227-250

出版社 日本経済評論社

発行年月 2020年9月4日

上記の論文に関しては、①の論文と実質的に同一の論文であり、特定不正行為ではな

いが、研究上の不適切な行為である二重投稿がなされたものと認定する。

(3) 不正行為に係る研究者

「不正行為に関与した者」として認定した研究者

駒澤大学 経済学部 准教授 福島 浩治

(4) 不正行為が行われた経費・研究課題

不正行為を行ったものとして認定した福島 浩治准教授に関する経費に関しては、学内研究費（基盤的経費への補助として大学に配分されている私学助成金の一部を含む）による研究成果ではあるが、不正行為を認定した論文に関する直接的な支出はなかった。

(5) 不正行為の具体的内容、結論と判断理由

(結論)

福島 浩治准教授が『グローバル経済史にジェンダー視点を接続する』に「ポスト新国際分業期におけるフィリピン女性家事労働者—市場と権力に揺れ動くジェンダー」を投稿した行為は、故意に行ったものとは認められないものの、「二重投稿」にあたり、研究活動上の不正行為（駒澤大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程第2条(1)）に該当する。

(判断理由)

福島 浩治准教授が学術雑誌『アジア・アフリカ研究』へ投稿した論文と実質的に同一の論文を、同一の内容であることを認識しながらも引用・転載の記載を明確に付さず、出版書籍『グローバル経済史にジェンダー視点を接続する』に掲載する原稿として編者へ提出し、その後の出版物刊行の過程で『アジア・アフリカ研究』掲載論文と同一の論文であることが付記されているかの確認を行わなかったことは、二重投稿を故意に行ったとは認定できないものの、研究者のわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったものであると言わざるを得ない。

そして、上記注意義務違反は、「研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの」（駒澤大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程第2条(1)イ）に該当する。

なお、内容が同一であるにもかかわらずタイトルを変えていることについて、福島 浩治准教授は、『アジア・アフリカ研究』と『グローバル経済史にジェンダー視点を接続する』出版の基になった「政治経済学・経済史学会」の学問の性質上、それぞれになじむタイトルをつけたものと説明している。

編者の浅田 進史教授はこの書籍の代表編者の役割を担っており、全体の構成について責任を負う立場にあったため、ヒアリングを行ったが、不正に関与したという証拠はなく、研究活動上の不適切な行為はなかったものと判断した。

#### 4. 研究機関としての措置

- ①の論文についての転載申請勧告及び②の論文についての転載元の掲載勧告を行った。
- 福島浩治准教授に対し、当該学部教授会として当該学部長宛に始末書を提出させ、厳重注意とした。

#### 5. 不正行為の発生要因と再発防止策

(1) 発生要因

福島 浩治准教授は、二重投稿と認定された論文について、ほぼ同一の論文を、明確に引用・転載の記述を付さず、一つは先行投稿した学術雑誌に、一つは書籍に掲載する原稿としてタイトルや小見出しを変更して提出した。書籍のほうは最新の研究成果を求めるものでなく、複数の研究者が執筆し、学部生・大学院生等の初学者向けのテキストとして企画されており、最新の研究成果でなくてもよいとの認識から、自身が投稿を予定している学術雑誌へ提出した論文を、書籍の原稿として提出したことに起因している。

当該書籍は「あとがき」において、「執筆者には、卒業論文の執筆に取り組む学部生、修士課程に進学した大学院生を想定して論考を準備してもらった。」とされているが、同じく「あとがき」において「専門的ながらも研究者だけではなく、知的好奇心をもつ幅広い読者層にも受け入れてもらえるのではないか」との記載がある通り、幅広い読者を想定していると考えられる。また、本書籍が特定の講義の受講者のみが購入できるなどの特別な事情があるものではなく、「～論」、「～学」といった明らかにテキストであるとわかるタイトルはつけられていない。また、さらに「あとがき」において「グローバル経済史はもちろん（中略）学会に共通の理解があるわけではない。その段階で、グローバル経済史にジェンダー視点を要求し、その接続のあり方を論じる本書は、この研究潮流の今後をみすえた一つの問題提起であり、挑戦である。」との記載もある。このような記載からすれば、本書籍は広く一般に流通する書籍として研究者を読み手として想定した学術書の性質を持つ書籍であり、「研究成果の発表」にあたると判断される。

福島 浩治准教授は、本学が取り組む研究倫理教育を受講しており、自身も大学院生の頃より二重投稿については不適切な行為であることを認識していたことはヒアリングにおいて発言しているが、今回出版物として発行された書籍は、複数の著者により構成されるものであり、編者が全体の構成について責任を負っているため、引用・転載の記載は、あとがきなどにおいて編者または出版社の編集者が記載するものと認識していた。

ヒアリング時に、福島 浩治准教授は、書籍出版までの過程において同一論文が学術雑誌へ掲載されたことを編者に口頭で伝えたと言っているが、学術雑誌へ投稿したものと同一の論文であることを明確に記さず、出版原稿の最終確認の段階においても既発表論文であることを自身の注釈や参考文献のなかで明確にしておらず、著者として、あとがきなど本全体の構成において転載のクレジットが付されているかの確認を怠ったことは、研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったと言わざるを得ない。

## (2) 再発防止策

本学では研究不正を防止するための体制を整備し、研究倫理教育を実施している。この倫理教育の中で、今回のような書籍である出版物と学術雑誌との二重投稿についても、具体的な例示を用いて研究者へ周知する。

また、2023 年度より論文剽窃チェックが可能なシステムを導入したため、この活用方法についても十分に周知し、自己盗用、二重投稿についても改めて意識向上を図る。

以上